## 正 誤 表

## 第7巻 史料2

頁	段・行	誤	正
(前文) 3	12	史的 <mark>発展</mark>	史的展開
目次7	4	[20] 明治 卅二年 <sup>・</sup> ヨリ 卅四年一月	〔20〕明治 卅二年 <b>度</b> ヨリ 卅四年一月
11	15	聯隊(二大隊)	聯隊(主大隊)
14	4	五〇銭	五〇銭、同六歳以下金三円二五銭
26	2	中隊(兵卒二○○名	中隊(兵卒二四○名
37	4	屯田兵給与の譲渡	屯田兵給与地の譲渡
38	2	四六府県)	四五府県)
39	18	=00	二四〇
55	8	水泉正保	小泉正保
59	17	三月二十九日	三月二十五日
62	2	北海道並樺太兵事沿革	北海道及樺太兵事沿革
67	5	大迫尚敏	special speci
91	17	北海道並樺太兵事沿革	北海道及樺太兵事沿革
92	7	牛朱別に挟まれた	牛朱別川に挟まれた
	〔第9表〕	広島   30   24   54	広島   30   25   55
92		山口   27   25   52	ДП   27   24   51
32		鳥取   18   10   28	鳥取   19   10   29
		島根   9   7   16	島根   8   7   15
94	9	昭和五十三年	昭和五十五年
//	13	北海道総務部文書課	北海道総務部行政資料室
95	12	大略五割強	大略五割· <mark>·</mark>
102	32	[(C)-No.2の簿書名欄] 明治26年地所(第三中隊)	明治26年度地所(第一中隊)
//	35	〔(C)-No.5の簿書名欄〕 行事演習日記	· 行軍演習日記
104	27	〔9.5. の行の事項欄〕 第2中隊前成	第2中隊編成
105	18	[23.8.29の行の法令・号数欄の空欄]	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
//	18	[23.8.29の行の出典欄] 職官・	職官、全書
//	33	[26. 9.13の行の法令・号数欄の空欄]	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
//	//	〔上同行の出典欄〕 職官・	職官、全書

頁	段・行	誤	正
105	41	- [29.5.11の行の事項欄〕 条例廃止	条例廃止シ、師団司令部条例ヲ改正
106	3	[29. 6. 3の行の事項欄] (29. 6. 3施行)	(29. 6. 4施行)
//	38	[28. 2. 9の行の事項欄] (28. 2. 9施行)	(28. 2.13施行)
107	13	[35.4.10の行の事項欄] (35.4.10施行)	(35.4.11施行)
108	3	屯田兵召募規則設定	屯田兵召募規則制定
133	1	(二十六年分五件	(二十六年分九件
185	上段7	乗馬本分ノ将校	乗馬本分ノ将校
//	上段9	将校同·当	将校同·相当
190	上段16	(4-53)	(次)
//	上段17	(4-54)	(4-53)
//	下段7	飛鳥井恒磨	飛鳥井恒磨
195	上段3	飛鳥井恒磨	飛鳥井恒麿
207	下段8	下士拝閲	下士拝賀
217	上段10	出張員より	出張員ヨリ
//	下段4	只今より	只今主り
220	下段10	[四才未満欄] (一)	( <u></u>
222	下段7	〔戸主姓名欄〕 朋石 六二	朝石 六二
224	下段2	〔戸主姓名欄〕 對島 六蔵	對島 六藏
//	下段17	〔戸主姓名欄〕 河村清十郎	川村清十郎
225	下段1	旭川分署より	旭川分署ヨリ
244	下段11	酒保賄i責負人	酒保賄請負人
254	下段1	同 二斗	同 主斗
257	上段2	第五給養長	第五給養長
270	上段7	〔村井源次郎の現役年期欄〕 二十二年十二月十二日	二十二年十二月十三日
284	下段12	中隊長医官	中隊長付医官
292	上段7	「第三八号」	□ (本事) 「達第三八号」
302	上段11	[帝第十四号]	・命第一四号」
306	下段15	林 才次郎	林 才治郎
325	上段6	(井川)	· (井川)
334	下段図	[] . [] 厩卒兵	□ □ 厩 卒兵
335	上段3	他ハ徹スベシ	他ハ撤スベシ
344	下段1	衛兵·位置	衛兵之位置
346	下段5	之ヲ <b>徹</b> スベシ	<b>之ヲ撤スベシ</b>

頁	段・行	誤	正
374	下段10	第一節	第一個
379	下段1	八图班長	八會班長
//	下段6	七郎〈神堂〉	七郎
380	下段8	· 谷垣元之烝	谷垣元之烝
425	下段3	(復写印刷)	(復写印刷)
428	10	〔計欄〕 三〇〇一、三三九坪	三〇〇一、三三九坪
//	16	公有現産純益高	公有財産純益高
443	上段8	自今事最急ヲ	自今事ノ最急ヲ
482	上段11	分家願之儀二付申進	分家願之儀二付申進
489	上段3	七軍二七六号	七軍第二七六号
409	LERG	四大隊改正案ノ通リノ者御給与相成候	四大隊改正案通リノ者御給与相成候様
492	上段6	樣致度此段上申進	致度此段申進
496	上段図	東川棚	東・熱川
//	下段3	午後七時	午后七時
500	上段12	一雞約二十羽流失	一雞約二拾羽流失
501	下段1	一戸ヲ除ク外ハ	一戸ヲ除クノ外ハ
503	下段6	· 弐斗入四樽	(弐斗入) 四樽
507	上段18	壊土ニシテ	壌土ニシテ
519	下段13	御主意ニ・相悖リ	御主意ニモ相悖リ
521	上段9	入ル、候見込	入ル、見込
522	上段15	阪下撓防	阪下堤防
523	下段15	金壱円四四銭	金壱円四十四銭
528	上段5	生嶋喜代太	生嶋嘉代太
//	下段図	川勝 為一	川勝 為一 給与地
529	下段8	浸水セリト雖モ	浸水セリト雖トモ
//	下段11	ウシシユベツ川	ウシシュベツ川
530	上段11	浸水セリト雖・モ	浸水セリト雖・モ
532	上段3	二付返置可為致	二付返還可為致
552	上段14	同 河田 門藏	同 同 河田 門藏
583	下段3	寄属スル事	寄寓スル事
603	下段16	売却セシコト	売却センコト
629	上段17	其内ヨリ運搬費	其内ヨリ運搬賃

頁	段・行	誤	正
634	上段3	百五十六番地	百五十八番地
635	下段15	目的ヲ以で	目的ヲ以テ
663	下段6	松本千代吉	松木千代吉
672	上段8	銃剣 壱組	銃剣 壱振
674	上段7	衰弱相加ハリ死亡	衰弱相加ハリ死去
685	上段4	セシメントキ	セシメシトキ
706	上段8	家出ュ儘帰家セス	家出ュ儘帰宅セス
716	下段7	及御照会也	及御照会候也
748	下段1	法則ヲ尊奉	法則ヲ遵奉
861	10	[四月廿二日欄] ○午後○時卅分江部乙発	○午後○時卅六分江部乙発
866	上段5	四千弐壱百	四千弐百
870	下段6	これを共に	これと共に
877	上段2	総反別	開墾地
011	FX_2	開墾地	総支別
902	下段14	〔紋別の点呼区域欄〕 瑠豫	電像
//	下段16	〔稚内の点呼区域欄〕 白尻	喷 苗河 臼尻
907	下段12	〔紋別の点呼区域欄〕 瑠豫	瑠瓈
960	上段11	砲兵·長候補生	砲兵工長候補生
999	7	〔動員令達書の摘要欄〕動員区分に随フ	動員区分二随フ
1113	上段14	明治参中四年八月廿二日	明治参拾四年八月廿二日
1130	上段13	右之通り御座候也	右之通り二御座候也
1141	下段3	後備。兵村村務主任副官 御中	後備役兵村村務主任副官 御中
1150	末行	〔要塞砲兵射撃教範中改正の員数欄の 空欄〕	<u>.</u>
1151	12	〔陸軍成規類聚中の員数欄〕 一	<u>-</u>
//	13	〔歩兵工作教範草案の員数欄〕 二	<u>.</u>
1153	1	海岸砲基砲	海岸砲単砲
1195	上段11	救護スルコト	救養スルコト
//	下段17	金八円四拾五銭	金八円式拾五銭
1202	下段7	右照会ス橋	右照会ス
1220	上段14	御趣意ヲ奉載シテ	御趣意ヲ奉戴シテ
1227	7	〔家族ノ員数欄〕 六十七才以上	六十才以上
1230	4	〔家族ノ員数欄〕 七十才以上	六十才以上
1236	上段7	他人ノ手ニ渡シ	他人ノ手ニ帰シ